



2024年2月13日

各 位

会 社 名 株式会社 Birdman  
代 表 者 名 代表取締役社長 伊達 晃洋  
(コード番号：7063 東証グロース)  
問 合 せ 先 執行役員 CFO 矢田 貴子  
(TEL 03-6865-1322)

### 資金の借入れに関するお知らせ

当社は、2024年2月13日の取締役会において、以下のとおり資金の借入について決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 借入の理由

本借入は、現在放映中の番組制作にあたり必要となる資金に充当することを目的に行うものであります。

##### 2. 借入の概要

① 決議日	2024年2月13日
② 借入先	伊達晃洋
③ 借入金額	2億9,999万4,926円
④ 借入実行日	2024年2月13日
⑤ 返済期日	2025年2月12日(予定)
⑥ 借入金利	無 ただし、伊達氏による借入で発生した利息および諸経費3,724,926円を当社負担とする。
⑦ 担保等の有無	無
⑧ 借入資金用途	番組制作費用

##### 3. 支配株主との取引に関する事項

当社の支配株主である代表取締役からの借入であり、支配株主との重要な取引等に該当いたします。

###### ① 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合

当社は2023年9月28日付公表のコーポレートガバナンス報告書において、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「支配株主との間に取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、その取引金額の多寡に関わらず、取引内容及び条件の妥当性について、当社取締役会において審議の上、決定いたします。」と定めております。

当該取引におきましても、取引の合理性と取引条件の妥当性について、②に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で取締役会において慎重に検討し決議していることから、少数株主の保護の方策に関する指針に適合するものと判断しています。

## ② 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

今回の借入先である伊達晃洋氏は、当社発行の株式総数（自己株式を除く）の42.7%（2023年12月31日時点）の株式を保有している支配株主かつ代表取締役であり、公正性を担保するための適正な措置および利益相反のおそれを回避する観点から、今回2月13日の臨時取締役会の決議には参加しておりません。本臨時取締役会は、取締役布施優樹が議長となり、他取締役1名および監査等委員3名全員が出席のうえ、審議・承認決議をしております。

また、取引条件（直近の借入利率や市場価格等）の妥当性についても検証の結果、代表取締役である伊達晃洋との本取引の借入条件は、一般取引である市場の借入利率と比較しても優位性が高いと判断しております。

## ③ 当該取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

支配株主と利害関係を有しない渥美坂井法律事務所・外国法共同事業、石原一樹弁護士および松本泰典弁護士より、以下の内容の意見書を2024年2月13日付で入手しております。

・本借入の目的として、2023年中に実施がキャンセルされたイベントの業務委託対価並びに当該イベントのキャンセルに伴い想定していた前払費用及び前渡金のキャンセルに係る返金の入金を想定して資金計画を作成していたものの、その支払い及び返金がなされなかったこと、2024年1月2日に開催されたイベント「Kross vol. 3」の売上実績が大きく下回ったことなどにより、一時的に運転資金が逼迫することになり、今後の資金繰りを安定させるため、今後発生する番組放映権料及び制作費用の支払いに充当する目的で本件借入を行うものであり、必要性が認められる。

・本件借入は、金融機関からの借入や出資者の募集等と比較して短期間で実施でき、無利息・無担保、費用負担分を考慮してもその実質的な利率は年1.26%と低金利であることから、一般市場からの資金調達と比較して優位性が高い。また費用負担額は伊達氏が貸付原資を調達する際に発生した貸主と合意した利息及び印紙代等の費用と同額であることから、伊達氏を利するものではない。よって合理性及び相当性がある。

・伊達氏は貴社の支配株主かつ代表取締役であり、貴社と伊達氏との間の取引は利益相反取引にあたり、取締役会決議による承認が必要であるところ（会社法第365条、第356条第1項第2号）、2024年2月13日の貴社取締役会において、取締役布施優樹氏が議長となり、他取締役1名および監査等委員3名全員が出席のうえ、特別利害関係人（会社法第369条第2項）である伊達氏を除き審議を尽くし、全員異議なく承認決議しており、公正性を担保するための適正な措置及び利益相反を回避するための適正な措置が講じられている。

・これらのことから、本件借入の必要性は認められ、その取引内容も適正であり、公正を担保する適正な措置が講じられているため、本件借入を決定することは、貴社の少数株主にとって不利益なものではないと思量する。

## 4. 借入の経緯

2023年10月より放映を開始しましたTV番組の制作費用および2024年1月2日に開催した「Kross vol. 3」に係る費用を資金計画に組み込む際、2023年に開催が計画され実際にはキャンセルされた複数のイベントの発生済業務委託対価の入金、前払費用および前渡金に係る返金の合計2.6億円を想定しておりましたが、11月までその支払い及び返金がなされませんでした。そこで、資金繰りにつきまして、上記と合わせて金融機関からの借入も検討してまいりましたが、当社代表取締役伊達晃洋より資金を提供したいとの申し出があり、2023年11月29日および12月1日に取締役会において一度借入の決議をしており、2023年12月5日に伊達晃洋より振り込まれております。一方で上記支払い及び返金の可能性もあったことから、この調達した資

金を仮受金として計上し、その後の資金繰りの状況をみて返済日など諸条件を取り決め、後日に金銭消費貸借契約を締結する予定をしておりました。

その後、上記の支払い及び返金がなされなかったことに加え、Kross3 vol.3 のイベントの売上が予想より下回ったため一時的に運転資金が逼迫いたしました。それに伴い、資金計画上で番組制作費用として見込んでおりました資金をイベントに係る費用に充当させたため、改めて今後の番組制作の費用として本借入を行います。

なお、今回改めて当社は、上記金銭消費貸借契約を締結するにあたり、2024年2月13日に臨時取締役会を開催、利害関係人である伊達晃洋を除く取締役にて再度検討をし、2023年11月および12月の取締役会決議内容において、以下の点を確認しております。

(1) 借入先である伊達晃洋氏は当社代表取締役であるにも関わらず、伊達晃洋氏による取締役会提案書になっており、また伊達晃洋氏による同意書が存在することから、議案決議において公正性担保及び利益相反回避に疑義が生じる。従って、2023年11月および12月の取締役会決議については無効とする。

(2) 借入金額・諸経費の支払いが今回決議における借入条件と異なる。(1)の無効に伴い、改めて借入条件を設定する。

- ・11月29日決議 無利息・無担保で150百万円の借り入れ、借入目的は当社主催イベントKross3開催にあたる事前支払へ利用すること
- ・12月1日決議 無利息・無担保で150百万円の借り入れ、借入目的は番組制作の費用へ利用すること
- ・今回2月13日決議 無利息・無担保で2億9,999万4,926円の借り入れ、借入目的は番組制作の費用へ利用すること（ただし伊達晃洋氏による借入で発生した利息および諸経費3,724,926円を当社負担とする）

上記を踏まえ、

1. 2023年11月29日および12月1日の決議を無効化
2. 借入の概要に記載の借入条件の設定

を改めて決議をし、伊達氏と金銭消費貸借契約を締結、それにより仮受金を短期借入金に振り替えるものがあります。

また、本件に係る伊達氏自身の借入で発生した利息および諸経費3,724,926円を当社負担とすることにより本負担金を利息とした場合でも、実質金利1.261%となり他金融機関と比較し実質的な低利息と判断しております。

## 5. 業績への影響

本件が業績に与える影響は軽微であります。

以 上